Prunus armeniaca L.	アレックス	The New Zealand Institute for Plant and Food Research Limited Mt Albert Research Centre, 120 Mt Albert Road, Mt Albert, Auckland, New Zealand	第14810号 平成25年5月13日
〃	パルカン	〃	第14844号 平成25年5月13日
〃	マス　926	〃	第15942号 平成25年5月13日
Rosa L.	MEIPTIPIERS-AR	京成バラ園芸株式会社 東京都墨田区押上一丁目12番1号	第24581号 平成25年1月29日
〃	愛由（あいゆい）	間嶋亨 香川県東かがわ市水主4551番地	第25042号 平成24年10月25日
Senecio cruentus (Masson ex L'Her.) DC.	恋華（こいばな）	蓮沼廣美 埼玉県比企郡吉見町大字蓮沼新田135番地の1	第25596号 平成24年12月26日
Solanum lycopersicum L.	アンジェレ	Syngenta Crop Protection AG, Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland	第25721号 平成25年5月2日
Trifolium repens L.	ラブフオーヨ	日美忠行 三重県三重郡朝日町大字柿2446―88	第21316号 平成24年10月17日

○海上保安庁告示第百六十一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年八月十三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三八度五三分一七秒東経一四二度二一分四四秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三八度三八分一一秒東経一四二度一五分四八秒の地点を中心とする半径一・四海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三八度〇四分五七秒東経一四二度五四分五九秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三八度〇九分〇一秒東経一四二度二六分の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三七度〇九分五七秒東経一四二度〇四分五九秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三五度三〇分一三秒東経一四一度四〇分一四秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三八度四三分一二秒東経一四三度三八分三六秒の地点を中心とする半径二・一海里の円によって囲まれる区域内

(チ)　北緯三八度一八分東経一四三度二九分の地点を中心とする半径二海里の円によって囲まれる区域内

(リ)　北緯三八度一六分東経一四三度四八分の地点を中心とする半径二・二海里の円によって囲まれる区域内

(ヌ)　北緯三八度〇一分一二秒東経一四三度三二分の地点を中心とする半径二・六海里の円によって囲まれる区域内

(ル)　北緯三七度五三分三〇秒東経一四二度四六分三〇秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヲ)　北緯三六度五四分東経一四二度四三分の地点を中心とする半径二・五海里の円によって囲まれる区域内

(ワ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(カ)　北緯三四度四四分四六秒東経一四〇度二九分五九秒の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内

(ヨ)　北緯三四度二五分四六秒東経一三九度五一分五四秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

○海上保安庁告示第百六十二号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定に基づき、大阪咲洲船舶通航信号所に関する告示（平成十三年海上保安庁告示第三百十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年七月十九日から施行する。

平成二十五年八月十三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称の項の次に次の一項を加える。

呼出名称　おおさかポートラジオ

電話番号又はファクシミリ番号の項を次のように改める。

電波の型式、周波数及び空中線電力又は電話番号、ファクシミリ番号若しくはインターネット・ホームページアドレス

通報用

一　ファクシミリによる場合

〇六―六六一一―四三六六

二　インターネット・ホームページによる場合

http://osakaharbor-info.com/top.html

通信用

一　無線電話による場合

F三E	一五六・五五MHz（チャンネル一一）	五〇W
F三E	一五六・六〇MHz（チャンネル一二）	五〇W
F三E	一六一・五〇MHz（チャンネル一八）	五〇W
F三E	一六一・五五MHz（チャンネル一九）	五〇W
F三E	一六一・六〇MHz（チャンネル二〇）	五〇W

二　電話による場合

〇六―六六一二―四三六三

呼出し及び応答用　F三E　一五六・八〇MHz（チャンネル一六）　五〇W

通報に使用する用語の項を次のように改める。

通報又は通信に使用する用語　日本語・英語

通報事項の項第二号中「発令」を「発表」に改め、通報時間の項の次に次の二項を加える。

通信事項　船舶からの依頼に基づく大阪咲洲船舶通航信号所から約五海里内の海域における通報事項の項各号に掲げる事項

通信時間　常時

通信用　平成二十五年九月四日から平成二十五年九月二十日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚